

<根拠法令>

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

第5条（略）

2から13まで（略）

14 この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

15から28まで（略）

（指定障害福祉サービス事業者の指定）

第36条（略）

2（略）

3 都道府県知事は、第一項の申請があった場合において、次の各号（療養介護に係る指定の申請にあっては、第七号を除く。）のいずれかに該当するときは、指定障害福祉サービス事業者の指定をしてはならない。

一から十一まで（略）

十二 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第八号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十三（略）

（指定の取消し等）

第50条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一から四まで（略）

五 介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。

六から九まで（略）

十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一から十二まで（略）

2から3まで（略）